



保育所等訪問支援事業について



- 保育所等訪問支援事業は、児童福祉法に基づく通所支援サービスです。
- 保育所等（保育園、幼稚園、子ども園）を利用する配慮を必要とするお子さまが楽しい集団生活を送れるように、訪問支援員が保育所等を訪問し、お子さまへの専門的な支援や訪問先のスタッフの皆様の関わり方の工夫などの助言を行います。
- 療育等の経験を持つ専門職員が訪問し、支援します。
- 対象：新宿区に居住し、保育園、幼稚園、子ども園に通う発達に心配のあるお子さまや集団場面で配慮の必要なお子さま



利用の流れ



①保護者から「子ども総合センターあいあい」相談支援事業にサービス利用の相談



②あいあいの相談支援専門員が訪問先施設に訪問支援について説明、調整



③「あいあい」を通じて区に受給者証交付の手続き

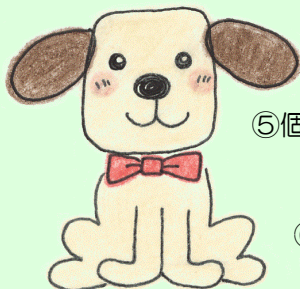
④利用契約を結ぶ



⑤個別支援計画の作成・保育所等と訪問調整



⑥訪問支援の実施・保護者へ状況報告



訪問のイメージ

◇10時～12時◇集団場面に訪問支援員が入り観察や直接お子さまへの指示などを行います。
(集団場面で支障のないように)

◇12時～13時◇保護者の方や園の先生への助言を行います。
保護者の方が都合がつかない場合はご相談に応じます。

- 観察、フィードバックを含めて3時間くらいです。
- 法定の利用料金がかかります。



* 注意事項 *

- 他の児童発達支援と同日に利用することはできません。
- 頻度、期間などは相談の上調整していきます。
- 受給者証交付にあたり支援利用計画の作成が必要になります。相談支援事業所と別途契約をし計画作成をしていくことをおすすめします。

